第２号様式

随意契約の内容の公表

<table>
<tr><td>担　当　部　課</td><td colspan="2">上下水道部浄化センター</td></tr>
<tr><td>契約締結年月日</td><td colspan="2">令和５年５月２４日</td></tr>
<tr><td>修　　繕　　名</td><td colspan="2">西部浄化センター監視制御設備整備修繕</td></tr>
<tr><td>修 繕 の 概 要</td><td colspan="2">西部浄化センター水処理棟直流電源装置及び１系ＭＬＳＳ計の修繕
水処理棟　直流電源装置用蓄電池等の交換
東亜ＤＫＫ株式会社製ＭＬＳＳ計（ＳＳＦ－１６００）の交換</td></tr>
<tr><td>契約金額（税込）</td><td colspan="2">金７，７００，０００円</td></tr>
<tr><td>契 約 の 相 手 方</td><td colspan="2">三菱電機プラントエンジニアリング株式会社　中部本部</td></tr>
<tr><td rowspan="8">根　拠　規　定</td><td colspan="2">地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項
（該当する□欄に印をつけること）</td></tr>
<tr><td>☑ 第２号</td><td>その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第３号</td><td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第５号</td><td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第６号</td><td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第７号</td><td>時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第８号</td><td>競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第９号</td><td>落札者が契約を締結しないとき。</td></tr>
<tr><td>随意契約理由の説明
及び
契約相手方の選定理由</td><td colspan="2">当該蓄電池設備は浄化センター運転の監視制御上欠かすことのできない設備であるが、交換推奨時期を超過しており目標耐用年数を超え経年劣化がみられるため、修繕する必要がある。
MLSS 計は水処理を適切に行うのに必要不可欠な計測機器であるが、現在故障しており、計測ができない状態であるため、早急に修繕する必要がある。当該設備の修繕にあたっては、設計施工を行った三菱電機株式会社のみが有する専門的な技術及び知識がなければ的確な履行が困難であることから、業者が限定されその契約内容の特殊性が競争入札に適さないため、随意契約とした。
三菱電機プラントエンジニアリング株式会社中部本部は、施工者である三菱電機㈱製設備の保守担当専門会社であり、設備内容、動作プログラム等機器設備に精通し、同システムも保有しており、本業務を実施できる唯一の業者であることから、同社を選定した。</td></tr>
</table>

※　契約内容についてのお問い合わせ先は、上下水道部浄化センターです。